

身体拘束等の適正化に関する指針

公益社団法人石川勤労者医療協会

小松みなみ診療所

第1条 身体拘束やその他の行動制限の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

【基本的な考え方】

- ① 身体拘束は廃止すべきものである
- ② 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束は行わない
- ④ 身体拘束を許容する考え方はやめるべきである
- ⑤ ケア・療育の本質を考える
- ⑥ 創意工夫を忘れない
- ⑦ 身体拘束の廃止・虐待防止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- ⑧ やむを得ない場合、利用者・家族に対する十分な説明を行って身体拘束を行う。
- ⑨ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない
- ⑩ 利用者の人権に第一に考慮する
- ⑪ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ

【対象となる具体的な行動】

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転倒しないように、ベッドや体幹や四肢等をひもで縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行為を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する
- ⑫ 周囲の人に殴る・噛みつく・蹴る・つばをかける・髪を引っ張る等の他害をする利用者を職員が体で動けないように押さえつける
- ⑬ 本人を落ち着かせるために、自ら出られない場所や施設有の部屋へ移動させる
- ⑭ 場所の移動など、無理やり手を引っ張るような本人が嫌がる対応をする
- ⑮ 食べ物・飲み物を取りすぎないように職員が制止する

第2条 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会の設置

身体拘束等の適正化を目的として、高齢者虐待防止と一体的に開催し「身体拘束及び虐待防止委員会（以下 委員会）」を設置する。

(1) 委員会の役割

- ア. 虐待防止、身体拘束等の適正化のための指針等の整備
- イ. 虐待防止、身体拘束の適正化を目的とした1年につき、各1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ. 虐待の防止、身体拘束の適正化に関する担当者の選定（委員より選任する）
- エ. 虐待予防、身体拘束予防、早期発見に向けた取り組み
- オ. 虐待、身体拘束が発生した場合の対応
- カ. 虐待、身体拘束の原因分析と再発防止策の検討
- キ. 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証
- ク. やむを得ず身体拘束を行った場合の記録（態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由）の整備状況の確認等
- ケ. 職員への周知

(2) 構成員

所長、事務長、外来看護師長、外来看護師（1名）、通所管理者、通所看護師兼機能訓練指導員、介護職員（1名）、管理栄養士、事務（1名）とする。なお、本委員会の運営責任者は事務長、高齢者虐待防止担当者は、通所は通所管理者、訪問看護は外来看護師長とする。

(3) 委員会の頻度と役割

ア. 委員会は3カ月に1回の開催とする（4月、7月、10月、1月）

イ. 必要な場合は、その都度開催とする。

ウ. 委員会の会議内容は記録する。

第3条 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束の適正化のための研修の内容は、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するものとし、虐待防止および身体拘束の適正化に関する研修において取り扱う。

(1) 定期的な研修の実施（年1回以上）

(2) 新任職員への研修の実施

(3) 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し保管する。

第4条 身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う必要性が生じた場合は、所長へ報告し、身体拘束等の可否の判断を仰ぐ

(2) 身体拘束を行うことについて緊急性がある場合は、所長が緊急措置として身体的拘束を指示することができる。ただし、事後・速やかに身体的拘束及び虐待防止委員会

第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は高齢者虐待防止担当者とする。

(2) 虐待が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

- (4) 事業所内において虐待が疑われる事実が発生した場合、担当者は事務長に報告する。事務長は速やかに委員会を開催し事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

第6条 虐待等に係る苦情解決について

- (1) 虐待等の苦情相談は、受付担当者が内容を事務長に報告する。
- (2) 苦情相談の内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は事務長が相談者に報告する。

第7条 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の口利用を支援する。

第8条 当指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

第9条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は2024年4月1日より施行する。

付則 2026年4月1日一部改訂